

○事務局 それでは、定刻ですので「農林水産業TF」を始めさせていただきます。

本日は2時～5時までお時間をいただいております。最初の1時間については、経済産業省にお越しいただきまして、中小企業支援向けの対象業種拡大についての当方の質問にお答えいただくというスケジュールになっております。

それでは、早速ですが、当方の方からお送りしました質問に対する回答を御説明いただきまして、その後、意見交換にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岩木企画官 中小企業庁の金融課の岩木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

当初、課長の藤木が出席予定であったのでございますけれども、今日、急遽国会対応が入ったものですから、私、企画官が代わりに申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますが、お手元に御指摘いただいた御回答ということで4枚紙でございますけれども、用意をさせていただいておりますので、これを簡単にリファーしながら御説明をさせていただきます。ということでございます。

最初の保険の業種拡大についての(1)1マルの、いわゆるきのこ、もやしのなどの一部商品を対象としてそれ以外の農業関係は入っていないが、その理由等々という御指摘でございますけれども、そのこの回答のところで、2パラ整理をさせていただいております。

全体の回答の考え方はおおむねここに集約されているということでございますけれども、御紹介をさせていただきます。

1つ目は、もう御承知のとおり、農業のところは保険法の政令のところで、農林水産、漁業、あとその他の業種を含めて政令で除外しているわけでございますけれども、これは農業については、もう御承知のとおり農業信用保証制度というのが別途ございます、ということで、他方で、そうは言っても、農業と製造業の隣接のところについては、その業種の広がりとかニーズ等を踏まえまして、製造業類似性を勘案しながら、こうしたきのこかもやしというようなものについては対象にしているという整理でございます。

そもそも(1)のこのところの検討状況ということでございますけれども、実は、ここに書いておりますように、いろいろと農水省等々と調整はしておるわけでございますけれども、一番大きな目玉と言いますか、実は前回の検討以降ここに書いていますように、商工業者と農業者の連携を図って支援するという、中小企業と農林漁業者の連携による活動を支援するという法律をさきの通常国会で御審議、成立させていただいた。まさにこれが前回のヒアリングから農業者との連携ということで、ある意味大きく前進してきたということでございますので、この法律の中身について別途お時間を頂戴しまして、御説明をさせていただければと思っています。

その下の3マル、農業生産法人の扱いでございますけれども、ここに書いていますように、いわゆる農産物の製造、加工、販売等々を当該法人が行っているとすれば、当該資金については保険法の対象になり得るという整理でございます。

その下の4マルは、冒頭にも申し上げたとおりでございますけれども、農業に関する必要資金については、農業信用保証保険制度において講じられているということでございます。これについては、括弧の中で書いていますように、生産のみならず、加工、流通、販売というところまで含めて

対象にしている模様でございます。したがいまして、一義的にはそちらの方の制度を拡充して御対応いただくのかということでございます。

3 ページ目でございますけれども、5 マルのところでございます。ここもる書いておりますけれども、中小企業保険と農業信用保険の制度が併設されているというのは、それぞれの対象事業における保証の提供に関する知見とかその運営を監督する上で、大きな差があるということだろうと整理ができるのではないかと思います。国の政策資源を最も効率的に活用するためには、それぞれすみ分けて専門性の集積に沿って支援をしていくということが合理的ではないかということが言えるのではないかと考えております。

したがいまして、一義的には農業者というのは、若干農業と製造業の間のところのきのこ等々については中小企業の信用保険の対象にしておるんですけれども、基本的には農業者は農業信用保険の方で御対応いただくということです。

他方、商工業については、中小企業信用保険の方で整理するということが、政策資源の効率的な運用ということで適当ではないかということであります。

一番最後のところに書いていますように、両分野の交錯する領域についても、別途御紹介させていただきますけれども、農商工連携のための法律というのでお互い連携をとりながら実施をしていくことで連携をとっているということでございます。

その下の(2)につきましても、林業、水産業についても製造加工設備というのを有しているものとか、素材生産サービス等というものを除いた、いわゆる林業、水産業独自のものについては、中小保険の対象にはならないという整理でございます。これは農業と全く同じという整理でございます。

4 ページの(3)も累次申し上げさせていただいておるんですけれども、いわゆる限られた政策資源というのを効率的に活用するためには、それぞれすみ分けて、重点的に配分して支援していくのが適当ではないかということであります。

最後の(4)、予算上の制約等々を考えてという御指摘でございますけれども、これにつきましても、現行、中小企業信用保険の収支のところにつきましても、毎年度多額の保険収支が赤ということでございまして、ましてや昨今の景況感是非常に悪いということで、中小企業者の与信に対する事故も増えているということでございます。

したがいまして、現状を考えるとすれば、例えば農業本体、林業本体、水産業本体のところには中小企業信用保険の代償で安易に広げるということは、非常に難しいということで考えております。

先ほどの農商工連携の法律ができて、こういった取組みをしているかというのを、お時間をちょうだいしまして、御紹介、御説明を賜ればと思います。

○兼子課長補佐 新事業促進課の兼子と申します。農商工等連携促進法を所管しております。私の方から、先の通常国会で成立しました農商工等連携促進法の概要について説明させていただきたいと思っております。

今、お配りさせていただいた資料の1枚目ですけれども、法律の概要でございます。考え方は地域経済の担い手である中小企業者や農林漁業者がそれぞれノウハウですとか安全・安心の農産物を

つくっているとか強みを持っているということで、これらが連携して新しい事業展開を国の方で支援すれば、地域経済の活性化につながるのではないかとということで、中小企業者、農林漁業者の経営の向上・改善を通じた地域経済の活性化、ひいては日本経済の活性化を目的にしております。

この法律は、5月16日に成立しております。これは与野党問わず全会一致で成立しました。5月23日に公布、7月21日に施行されております。

左の方に「1. 新法の考え方」とございますけれども、これは業種の壁を越えて農林漁業と商工業者、農林水産省と経済産業省が行政の壁を越えて共同で国会に提出するという事です。農林漁業者と商工業者が連携して新たな事業にチャレンジする場合に支援するという事でございます。したがって、役所同士も密に連携していきたいと思っております。

実際に事業を申請する中小企業者、農林業者に対する支援措置の方も、両省が協力しており、今年度の予算はそれぞれが100億円ずつ、200億円以上の予算措置によって農商工連携の取組みを推進していこうということでやっています。

その下のところに連携事例というのがありますけれども、これは農商工連携を推進することによって、全国で成功している事例がこのようにありますということで、PRのためにつくった事例でございます。これは実例でございますけれども、認定の対象になるのがここに書いてございますように、両者が連携して新商品の開発・生産、もしくは新サービスの開発・提供をする事業について、国が認定し、それを補助金なり金融措置、もしくは公的保証で支援していくというスキームでございます。

右の方に移りますけれども、基本方針というものを国が定めまして、これは認定基準も定めます。これに沿って事業者が事業計画を申請していただいて、国が計画の認定をします。実際には地方経済産業局なり地方の農政局に認定の権限を委任していますので、地方の局が申請窓口になって認定します。

この基本方針が8月20日に告示されまして、この制度、法律そのものが8月20日から実際には動いております。

この法律は実は2つの計画制度のスキームがございます。真ん中から下の方にいきますけれども、農商工等連携事業計画は実際に事業者が申請する、新商品の開発等を連携して行う計画をつくり申請するものです。こちらの事業者の支援措置としまして、後でまた別に細かいところは説明申し上げますが、中小企業信用保険法の特例ですとか、ちょっと飛びますけれども、農業改良資金助成法は都道府県が貸し付ける無利子貸付けですけれども、こういった部分で法律の特例をとってつくって支援していくということでございます。これは実際の事業者を支援する計画制度でございます。

右の方ですが、農商工等連携支援事業計画です。支援という言葉が入ってございますけれども、左側の実際の事業者を側面的に支援する公益法人なりNPO法人が、例えば両者のマッチングですとかセミナー、又は指導・助言の活動をするときにも、国は支援をしましようという計画制度です。

こちら中小企業信用保険法の特例ということで、NPO法人なり公益法人は今まで保険の対象になっていなかったのですが、法律の特例をつくって保険の対象にしているということです。ただ、すべてのNPOなり公益法人が対象になるわけではなくて、議決権なり評議権、あとは基本財産の

拠出の半分以上を中小企業者が持っている場合、有している場合ということで、中小企業性を持っている公益法人という要件がありますから、どんな公益法人でもなれるというわけではございません。

そういう特性を持っているものですから、中小企業信用保険法の特例もセットしているという形になります。以上が法律の全体のアウトラインでございます。

2 ページ目は「農商工等連携促進法の実際の支援の流れ」ということですが、2 つ枠がございます。「④事業者への支援」ということで、上から2 段目ぐらいの左側に薄いピンク色の丸がありますけれども、新事業に取り組む中小企業者と農林漁業者が連携して事業計画を作成する段階におきましては、まず地域力連携拠点と言いまして、中小企業施策の総合窓口が商工会議所さんですとか商工会・商工会連合会さんですとか、全国に316 か所採択されていまして、そこが一義的な窓口になりまして相談を受け付ける。実際の事業計画をつくっていくに当たって、右の一番上のところにありますけれども、ハンズオン支援事務局は中小企業基盤整備機構さんに配置されていますプロジェクトマネージャーを派遣して計画のブラッシュアップをして国の認定を受けられるような実現性の高い計画へとへと磨きをかけることとなります。

それと農林水産省さんの持っている食料産業クラスター協議会も都道府県単位で全国に49 か所ございます。こういった支援機関の支援を受けながら国の認定を受けていくということでございます。

新商品の開発が認定の対象事業になっていますので、試作品の開発ですとか展示会の出展のための費用などは、補助金を予算措置でしてございます。そして、右の方にいきまして、事業化、生産活動に入っていくということです。

開発された新商品を販売する活動になっていきますと、売上も立ちますし、付加価値も出てくるということで、このステージに入っていきますと、金融面での支援ということで先ほど出てきましたけれども、都道府県による無利子資金の貸付、政府系金融機関による低利融資、民間金融機関から資金を借りる場合には、信用保証協会の保証、また設備投資減税も措置していますけれども、ステージごとに支援メニューを措置しているところでございます。

下のところは、先ほど出ましたように公益法人に対する流れでございます。

3 ページ、具体的な支援措置の内容ですが、左上のところ、中小企業信用保険法の特例ということで左の点線のところに現行制度の内容を記載しておりますけれども、普通保険であれば2 億円、無担保保険であれば8,000 万円という保証限度額が定められております。これを農商工等連携促進法で特例を措置しまして、別枠で同じ額をまた別途措置するということです。農商工等連携事業計画に基づき事業を実施する際の必要資金の公的保証については、別枠で同額を措置しますということですから、単純に倍額ということなんです。

国のてん補率につきましては、普通保険70%となっていますけれども、これを80%に引き上げる、もしくは保険料率3%上限というものを2%ということで、政策的に優遇的し法律で措置しているということでございます。

右のところに移りますけれども、緑のところは農業改良資金助成法というのがございます。これ

は通常、農業者が使う制度でございまして、都道府県が貸し付ける無利子資金ですが、農業改良措置、例えば加工の分野に進出するとか、新たな生産技術を導入するといったようなベンチャー的な要素がありますが、そういった事業をやる場合に、都道府県が無利子の資金を貸し付けるという制度でございまして。これが農業改良資金助成法という法律で措置されてございます。

農工商等連携促進法は、今まで農業者しか使えなかった農業改良資金を中小企業者も使えるよう特例を措置しました。中小企業者が農業改良措置を支援する場合に使えますが、例えば農業経営に必要な施設の整備を中小企業者が行う場合です。保証保険の世界におきましても、農業者の部分については農林水産省の持っている農業信用基金協会、中小企業者については中小企業信用保証協会ですが、ここの部分でねじれというかクロスというか、中小企業者が農業改良措置を支援するというので、このような事業はどちらの保証になるのだと、ここに穴をあけてしまうと事業が推進できないということで、農林水産省と調整をいたしまして、中小企業者が農業改良措置を支援する場合の保証につきましては、中小企業信用保証で対象にするということで、両省が話し合って調整して、穴があかないように措置させていただいた部分でございまして。

都道府県の債権、貸付の資金に何で保証が必要なのだという事ですけども、都道府県が直接貸し付ける場合は、都道府県の債権になるので、当然公的保証はつきません。ただ、農業改良資金のスキームとしまして、いったん民間金融機関に貸し付けて、それを又貸しする転貸制度という制度があります。そうすると、最終的には民間金融機関の債権になるものですから、その債権を公的保証でやるということでございまして。わかりにくいかもしれませんが、要はその農業と商工業でちょっと制度的にクロスするようなところについては、そこを穴があかないように両省できちんと手当をするということで、ここは調整させていただいた部分でございまして。

4 ページ、9 月 19 日にこの法律に基づく認定の第 1 回目が行われました。事業者さんが申請した計画につきましては、65 件。公益法人なり N P O さんが申請した計画は 4 件、計 69 件を認定しました。そのときの認定事例でございまして。

右上のところにはペポカボチャというのがありますが、たんぱく質なり脂肪酸なり非常に栄養分の高いかぼちゃの種を使って新しいお菓子を開発する計画です。このペポカボチャはまだ一般には生産されていないものです。試験場で試験栽培されていた段階のものを農家さんが積極的にそれを生産の方に入っていく。ただ、出口がないものですから、出口の部分についてはお菓子メーカーさんが北海道の特産物として旭川ブランドとしてクッキーに使用して、出口の部分を担当。お互いが W i n - W i n の関係で地域ブランドをつくってやっていきたいと思いますというものです。

この場合、農業の分野について、農薬代とか種代とかそういうのが必要になれば、農業信用基金協会の保証が付いてきますし、中小企業者のお菓子メーカーさんが設備投資なりをする場合には、中小企業信用保証協会の保証の対象になってくるということです。これであれば単純なんですけど、例えばカボチャをつくるためにトラクターがどうしても必要であって、農家さんではそれが手当できないので、中小企業者さんがそれを設備投資してあげて支援するというクロスが発生した場合には、どちらの保証が付くのかということになりますけど、そこの方は中小企業信用保証の方で手当しますというような形で、穴があかないように、そこは多分今後も穴があくようなものがあれば両省

で話し合っ、どちらの保証の対象にしていくかというようなことになるということです。

もう一つ、補足させていただきますと、その下のところに寒冷地栽培、なかなか単価の高いコシヒカリとかがつかれない寒い地域で新しい品種の低アミロース米「ゆきのはな」というお米の品種が寒いところでもつくれるということで、これをつくる。ただし、出口がなかなか出てこないというところで、冷凍寿司という形ではあれば、高アミロースですと冷凍してしまうと味が落ちるので、低アミロースのお米であれば、冷凍して解凍しても味が落ちない、お寿司に合うという形で、要は安全・安心というところもあるかもしれませんが、加工なり販売、新商品に合った生産活動に生産者側も協力する。メーカーもそれに合った商品開発をしていく。消費者のニーズに合ったものをお互いが協力し合っ、やっていこうという事例です。この場合も、トラクターとか精米機みたいなものについて、農業者がどうしても負担できないというような場合、もしくは複数の農業者が集まるような場合に、なかなか設備負担の調整できないというときに、中小企業者の側が設備投資をしてあげるといったことです。それにつきましては、中小企業信用保証で支援していくという整理をさせていただいたものです。

私の方からの説明は、以上です。

○事務局 これ以上ですね。ありがとうございました。

そうしましたら、先生方、御質問の方をよろしくお願ひします。

○八田委員 事実関係を教えていただいでよろしいですか。まず1ページは農業信用保証保険制度について書いてあるのですが、これは例えばきのこ生産事業とかはありません。一方、栽培業については、農業信用保証保険制度の方は使えないのですか。要するに、どちらがどちらということになっているのでしょうか。それとも両方ともそこは使えるのでしょうか。

○星島課長補佐 私、金融課の星島と申しまして補佐をやっております。私の方から回答させていただきますと、勿論、両方で使えるようになっておりまして、農業の保険の方では当然農業でございますので使えますが、中小企業保険の場合は、特に水耕栽培とか苗床の方とかと言うらしいのですけれども、カップを使ってやるとか工場をつくってやるとかそういうものについてこちらでカバーができることとなっております。

○八田委員 水耕とかカップとかというところにも一応農業信用保証保険制度も使えるわけですか。

○星島課長補佐 そこはもう農業品として当然に対象になってきます。

○八田委員 その辺をオーバーラップしているということですね。

○星島課長補佐 そういうことです。

○八田委員 もう一つは、中小企業信用保険法で、きのこことかもやしとかが対象になっていることは法律に書いてあるのですか。それとも政令か何かで決まっているのですか。

○星島課長補佐 産業分類とかを見ると、非常に細かいので、これは全部法律に書くとなると、その都度国会で審議をいただいでということになってしまいますし、政令も実は同じように物すごいリストをつくっても、これはいちいち閣議で決定をするという大変なプロセスになるので、ある程度政令にはもう農業というような形でざくっと書いてございまして、ここから先の細かい解釈につ

いては、中小企業庁長官の訓令とかそういうレベルで定めるようになっています。

○八田委員 ということは、中小企業信用保険制度の中では、農業の関連事業を除くというような文章は法律の中にあるのですか。

○星島課長補佐 法律にはございませんけれども、法律に特定事業を行っている中小企業が対象になりますということが書いてあります。

○八田委員 特定事業ですか。

○星島課長補佐 はい。それを受けて、政令の方で特定事業は何かということ定義してございまして、そこには4つの事業を除くものを特定事業としています。その除くものが農業、林業、水産業とあと金融保険業の4つであるということは書いてございます。したがって、農業は林業、水産業ともに対象にならないという整理でございまして。

○昆専門委員 もやしというのは農業の範疇に入らないのですね。

○星島課長補佐 勿論、農業ではあると思いますが、ただ、2つの先ほどのオーバーラップする側面がございまして、製造業としてとらえられる部分もございまして、そこについては製造業でとらえて対象になるようにしてございます。

○昆専門委員 あと、例えば農業機械。簡易的な基盤整備をするような機械。3反歩のものを1町歩の田んぼにするというようなことをかなり簡易的な技術でやれるようになっています。それを、土建屋さんがコントラクターとしてレーザーレベラーとか、大型のクローラー型のトラクターだとかを持って地域的に活動しているケースがあります。

あるいはジャガイモというのは、1つの産地の収穫適期というのが10日くらいです。例えば1日に5反歩の収穫をする機械が500万円します。雨が降ると、実質的に1産地1週間ぐらしか使えません。だから、地域単位にやると償却できないわけです。

そういう意味合いで、言わば地域を越えて、例えば3月ぐらいいは九州で芋の収穫をして、北海道であれば10月の今ごろやっているわけです。日本全体を横断していく、うまく機械を貸すケースもあるでしょうし、コントラクターが替わってやっていくというケースもあると思います。そのときは地域ということを超えてしまうわけです。そしてなおかつ、もともと農業を主にしていない土建屋さんがコントラクターとして機能して、農業経営と言うよりも、新たな農業の構図をつくっていったっているわけです。そういうケースは中小企業信用保険制度で使えるものなのではないでしょうか。

○星島課長補佐 そこは即答しかねますが、微妙な気はします。農業をやっているのか、農業を支援するサービスをしているのか、そこは解釈が難しい気がします。

○昆専門委員 例えば従来、兼業農家がどんどん増えていった時代。農業を経営する目的というよりも、植木屋さんが生垣を剪定してあげるように、農家による作業請負というものが広がっていききました。今のように、純粋に農業を産業として発展させようとする場合、以前のような請負では役を果たさない。先ほど申し上げましたように農業というのはどうしても季節要因だとか風土条件の中で、投資の有効性に限界があります。それを保証するビジネスシステムが必要になってくるわけです。実際にそういう人たちも出てきて始めています。

ところが、土建屋さんも非常に経営状態が厳しい。しかも彼らはもともと土建の機械をリースで

使っている場合が多いのです。農業機械は土木機械以上に時期的制約がある。個々の農業経営がコストを下げられるためにも、新たな取組みが必要になってくるわけです。でも、いい手法だとわかっていながらもできないわけです。

だから、地域という問題と、業種のクロスという問題をもっとご検討いただきたい。そもそも他の産業では原料から最終商品まで一通りに捉えられるのに、農業という特定の枠組みがあるために、今、農家が苦勞しているような問題が出てくる。農業か非農業かとかという区分や信用保証制度の枠ということが、非常に制約になっているんです。

その辺のところをうまく使えるような方法を何かお考えいただくと、より有効に機能するのではないかと思います。

○星島課長補佐 率直に御回答を申し上げますと、いただいていた御質問というのは随分抽象的な話でございましたし、そういうニーズがありますとかそういう事業が始まりつつあるとか、始めようとしている人たちがいるということも残念ながら十分に聞いておりませんで、なかなか本格的に検討をするということにはできていないのですが、お話としては非常に面白いとは思っております。

ただ、おっしゃるとおり、今の制度のたてつけからすると結構難しく、私たちの考え方と農林水産省の考え方というのもいろいろあるでしょうし、そこはきちんと話をお伺いして、検討しないと何ともこの場でそれはこうですというのとは回答しかねるという気はします。

○兼子課長補佐 農業生産活動そのものはやっていないですけれども、農業の生産工程の一部を請け負ってやっていくという形ですと、恐らく農業サービス業という分類になるかとは思いますが、大分類の中ですと農業の中には入るのですけれども、その中の農業サービス業ということであると、農商工連携の世界では農業サービス業は生産活動をやっていないという形で中小企業者さんの立場ですから、要は地元の委託する方の農業者の方とサービスを提供する中小企業者の側ということで連携していただいて、お互いの経営改善に資するような事業をしていただければそれは可能ですが、農商工連携の場合、新商品をつくっていただくか、新サービスを開発してくださいというようなことが認定の対象になるものですから、その提供するサービスの内容が新しいサービスである、その人にとって新しければ農商工連携はいいのです。そうであれば、これは支援の対象になってまいります。

○昆専門委員 要するに、地域的に農商工連携であることは非常に望ましいことだと思っておりますが、現実に農産物の消費は原料を消費しているわけではなくて、加工品を消費しているわけですね。時代が進めば進むほど加工品を消費しているわけです。スーパーの店舗で農産物が売られているのも、1年中同じ産地から供給されているわけではなくて、産地を替えてずっと並んでいますね。農業を生産の場で考えるのではなくて消費から考えるということからしますと、商品開発や供給体制を保障することがこれからますます重要になってくるわけです。

なおかつ、各地域の中で新しい商品開発をするということが生産を保障するわけです。それをダイナミックに進めようとする、地域を越えなければいけないし、コストを下げようと思うと、ますますそれを進めていく必要があるということです。是非その辺で、地域を越えるということを含めて、このコントラクターが果たす役割、商工側の果たす機能、あるいはサービス事業者というの

も地元の農家に対してのみ行っているサービスだけではなくて、もっと広い目で、本当のお客さんに応えるための商工業連携を実現するために、何か工夫が必要ではないでしょうか。

○兼子課長補佐 農商工連携の立場で申し上げさせていただきますと、農商工連携はエリア限定が全くないのです。ですから、全国の農業者の方々とサービス業の方々と連携していただいても構いません。しかも、出口の部分でメーカーさんもその中に入っていただいて、三者、農家さんが1人、農業サービス業の方と食品メーカーの方で連携していただいて、安定的に事業を皆さんでやっていくのだということであっても大丈夫です。

ただ、大企業については、中小企業を支援する形で連携協力者として事業に参加していただけますが、メインステージに大企業が入ってくると認定の対象にはなりません。側面的に大企業が支援するというストーリーですと大丈夫です。

○八田委員 農商工連携はある一種のブレイクスルーをされたということはよくわかりましたしかし、そもそも農業が外されているということの根拠は、先ほど御説明になったのでは、重複すると限られた資源を無駄に使うことになるからだということですが、ではこのきのこはどうなるんですか。これは実際に重複しているわけですね。

○星島課長補佐 ですから、重複しているというのは微妙ですけども、あくまで製造業的につくれるものについては、私たちも私たちの監督をしている保証協会も今ほとんど結局製造業と同じように事業を見ることができるので、これは判断の仕様があるんですが、例えば農業を的確にやっているかどうかとか、林業、水産業を的確にやっているのかどうかというのは、私たちもわかりませんし、私たちの監督をしている保証協会も当然わからないところでございます。端的に言うと、保証するときには審査というものがあって、この人はちゃんと事業を回してちゃんとお金を返してくれる人かどうかというのを3年、5年ずっと先まで見通さないといけません、これが製造業とかサービス業をやっている人であれば、保証協会も判断はできますし、私たちもその判断をちゃんとやっているのかというのを見ることはできるんですけども、これが農業、林業、水産業になると、しかも純粋な田んぼを耕してやっている世界になると、もう判断のしようがないんです。

○八田委員 きのこはわかる。

○星島課長補佐 はい。ただし製造加工業的にやっている方について、ということです。

○八田委員 ほかの農産品はわからない。そこも妙な感じがする1つです。

○星島課長補佐 だから、きのこがではないのです。きのこで製造業的にやっているもの。例えば先ほど申し上げましたが、カップを使って工場の中につくるようなものがあるんです。

○八田委員 わかりますけれども、先ほど昆専門委員もおっしゃったように、実際に土木的なことはいっぱいあるわけですね。

○星島課長補佐 はい。

○八田委員 土木は一応経済産業省の対象になるわけでしょう。

○星島課長補佐 はい。保証法の対象になります。

○八田委員 そうすると、土木的な事業を農業でやっている分については、原理的に言うと、当然きのこと同じように対象になり得ますね。

- 星島課長補佐 原理的にだめだというところにすぐ判断はできないと思います。
- 大泉専門委員 多分今の御回答は、制度がそうだからということで、制度のことをおっしゃっているのだと思うのです。
- 星島課長補佐 私が今、申し上げたのは、なぜその制度がそういう分かれたものになっているかということです。
- 大泉専門委員 その裏づけを今おっしゃっていて、代々そう言われてきたからそうおっしゃっているのだらうと思いますが、違いますか。
- 星島課長補佐 というより、合理的に考えてそうですね。
- 大泉専門委員 本当にそう思われていますか。
- 星島課長補佐 思っています。
- 八田委員 そんなに切り分ける必要は全くないと思います。たとえ多少の重複があっても、競争した方がはるかに効率が上がると思うし、実際に例えば電気事業において新規事業者についていろいろ不満があったら、公取に訴えてもいいし、資源エネルギー庁に訴えてもいいとされているように、そういうサービスがあるからこそお互いに真剣にやると思うんですが、そういうことを全く議論しないで、経済産業省の得意な部分というのは製造業だからということで、今おっしゃる理屈どおりに資源をその分野になるべく限定して使いたいのではないですか。
- 星島課長補佐 製造業、サービス業です。
- 八田委員 しかし、農業固有にはエネルギーを割きたくないという理由が仮にそうだとした場合、昆専門委員がおっしゃられるように農業と言ったって限りなく土木に近いところだっていっぱいある。そうすると、そういう度合いが強いところに関しては、中小企業信用保険制度の保証を入れていかれてもいいのではないかと思う。例えばきのこに広げられたようなことをもう少し大きく広げていっても、元来の切り分けた理屈には合うのではないだろうか。それは一番譲りに譲ったところで、更に別の線の議論というのはあると思います。
- 星島課長補佐 そこは先ほど昆専門委員の御意見に対して私が申し上げたところでも全然フラットには否定していないと思いますが、大変面白いと思いますし、おっしゃるとおり、サービス業にかなり近いところではあると思いますので、そういうオーバーラッピングしているところについては、検討の余地はあると思います。
- 八田委員 それが1点。もう一つは、これは農林水産省の話ですが、農業信用保証保険制度というのは、農協に属さない人も利用できるんですか。
- 事務局 はい。
- 八田委員 できる。ではそこのところについては、結局農業とは何か、製造業とは何かという定義が問題なのですね。あるいは製造業類似品はいいと言うのだけれども、そこの定義が何かあるんでしょうか。
- 星島課長補佐 そこは基本的には産業分類に沿って考えていますが、本当にきれいに切れているのかというところは。
- 八田委員 その産業分野の根拠です。

○星島課長補佐 産業分野の根拠ですか。

○八田委員 はい。そこを製造業と定義するからには、製造業と今のように非常にあいまいなところがありますから、一応概念として製造業というのはどういうものであるということの定義がないと、分類しにくいのではないかと思います。

○星島課長補佐 そこは産業分類そのものがどういう整理かというのは勿論、私たちはわからないところはあるんですけども、私たちの運用上、どう解釈しているかというところについてお答えをすると、結局、製造加工設備とか機械とかを持って、工場とは言わないのですけれども、作業所をつくってそこで加工、製造の工程を持っている業というのが製造業であろうと考えています。

○八田委員 製造の定義は何ですか。要するに、機械を使うというのはよくわかる。それは非常に明解です。けれども、そもそも製造というのは何ですか。機械を使ったら全部製造ですか。

○星島課長補佐 だから、加工ということだと思のです。例えばすごくわかりやすいのでいくと、先ほどのジャガイモの例でいくと、ジャガイモを切ってお菓子にするとかです。

○八田委員 ゆでるのは加工ですか。皮をむくのは加工なのか。やはり道具を使った付加価値をつくるということは加工なのではないですか。

○星島課長補佐 そうでしょうね。

○大泉専門委員 それを認めてしまうと農業の人たちがみんな加工になってしまう。

○星島課長補佐 それは農業というのを全部入れるのですか。

○八田委員 機械を使って何か付加価値をつくる。

○岩木企画官 恐らく今の星島の整理は、現行、保険の政令で農業は適用除外にしていまして、では農業というのは産業分類で何かというのはずっと問題としてあって、おっしゃるようにきのこをつくることも農業なのです。ただし、我々はきのこのつくり方を問題にしているわけです。

○大泉専門委員 きのは農業と言うより林産業、林業かもしれないです。

○岩木企画官 そうですか。

○大泉専門委員 林業です。

○岩木企画官 きのはきのこのつくり方が、露地できのこをつくり出すということではなくて、場合によっては室内で人工の何とかをつかって、いわゆる製造業的なつくり方をしているものは若干広げてというような整理をしているのではないですか。

○昆専門委員 それに依拠しなくてもよいのではないのでしょうか。

○岩木企画官 恐らく定義のところは若干あいまいなところがあるんです。

○八田委員 土地ということではなくて、資本が何割以上入っているという形で製造業ということになるんですか。

○岩木企画官 資本は関係ないです。

○星島課長補佐 例えばきのこのところで申し上げますと、私は兼業農家の出身でしいたけをつくっているのとかを見たことがあります。ここで言うきのここというのは、ちゃんと作業所があって、気候の変化とかもちゃんと調節できる設備があって、その中でカップなりいろいろなものを使って菌床形式でつくるようなきのこ栽培については、これはもうほとんど製造業、工場でつくっているの

と一緒にしようという考え方でそこは適用できるように考えているんですけども、やはり山の中で木を組んで、あとは自然の天候に任せてきのこをつくるというところについては、林業なのか農業なのかかわからないですけども、製造業ではないだろうということです。

○昆専門委員 もう一つです。今、八田委員、大泉専門委員もお話しになっていたことに関わりませんが、例えば農業でおやりになっていることについては、我々が判断がつかないというお話しをされて、だから農林水産省でないと判断がつかないというのは非常に遠慮された物の言い方ではないかと思っています。

我々が考えるには、今、農林水産省が農業であれ水産業であれ林業であれ、やみくもに補助金を出してむだな税金を使っている要素はいっぱいあるわけです。例えば認定農業者制度というのをつくっているが、生産調整をしなかったら認定農業者の資格を剥奪するみたいなことを言って、極めてレベルの低い農家も認められてしまっています。

そういうものが果たしてちゃんと融資の対象にすべきなのかどうか、もっと農林水産省さんがお考えになることよりも、純粹の金融機関や経済産業省さんが常識的に考えることとセットで考えた方が、実は理にかなうと思っています。しかし、先ほどわざわざマーケットからとか消費からとか商品からと申し上げたのは、要するに農業が自給自足、農家の自賄いのため、貧しい人々がそれで食うということの中の農業政策、そのちょっと飛び出した部分が認定農家になるみたいな物の発想がまだ農林水産省の中にはある。それは、ほかの産業分野で考えることと全然違う発想だと思えます。でも、今、制度的に農業と非農業という分野があって、その制度的あるいは省の文化と言いましょうか、そういうところがあるためにそれに無理やりこじつけて農商工連携という形で行われている。表現は悪いかもしれませんが、農林水産省に顔を立てているというところがあるのではないかと思うわけです。むしろ現実的に産業発展、産業としての農業発展や国民に対する責任や消費者に対するより高い福祉の向上というを考えていくとしたら、そもそもその区分そのものをもう一步踏み込んでいくことが必要ではないかという気がしています。

○星島課長補佐 そこは論理的には否定はできないと思いますが、否定できないというのは、農水省が変なことをやっているのかちゃんとしたことをやっているのかということについては全くわからないですが、その垣根を払って考えるべきなのではないかということは議論としては当然あり得ると思うんです。

これは、また制度を前提にして議論をしているのではないかとおしかりを受けるかもしれませんが、やはり今おっしゃった認定とかが正しく行われているのかどうかということは、彼らが中小企業者の認定を正しく私たちがやっているかどうかというのがわからないのと同じように、私たちもわからないというのが基本的な考え方としては持っておりまして、そういう専門性の違いというものは無視できないくらい大きいものがあると思っておりませんが、それを完全に見直してしまうことがいいのか、あるいは例えばつぶさに存じ上げませんが、農水省の制度にもし問題があるのであれば、私たちの制度にも問題があると思うんですけども、それぞれでちゃんとニーズに応えられるようにブラッシュアップをしていくということをやるとはいいのか、それがどちらがいいのかというのはだれも答えられないと思うのです。

私たちとしては、今ある制度の中でしっかりニーズに応えられるようにしていきたいと常に思っておりまして、その1つが農商工であったり、農林水産省さんも、例えば保証機関を使える、締結金融機関を増やしていくということをしっかりやられているということを知っておりまして、今年はまだ2けたぐらい締結金融機関が増えるというふうに聞いておりますし、きちんと彼らは彼らで応えられるようにしていると思っておりますので、完全に見直すのが正しいのかということについては、私たちとしては疑問があるところです。

○大泉専門委員　ですから、それはどういうパターンでもいいのですが、中小企業信用保険制度と農業の方が併設しながらそういうクロスする分野に関してではどちらを使おうかと言って協議していくことをしばらく続けて、でも両方あるのは不合理だという話に必ずなってくるんだろうと思うんですけども、統合の動きをどちらから出していくのかという話は、多分中小企業庁の方からしか出てこないと思うんです。

では、なぜ農商工連携をつくったのかというと、産業がもうかなりクロスしているし、農業は農業だけでは立ち行かないという、これは規制改革会議でも17年だったか18年だったか記憶に定かではないですが、ここへ中小企業庁の方にお越しいただいて、こういうことで九州経産局と農政局といいことをやっているからおやりになったらという話があって、実際に現場で動いていたものを農商工連携という形で次の年に立ち上げていただいたという経緯があります。その信用保証保険制度に関してもそうですし、融資に関しても今月から政策金融公庫が立ち上がっていて、融資の面で一緒にやろうと、当面は組織の中では別々にやるということにはなるんでしょうけれども、しかしもう一体化するということが前提なわけです。

そうすると、この保証の方も信用保険の方も、もう事業の現場での融合が進んでいるときに、これは別だという話になってくると、逆に仕事が増えてくると思うんです。これはどちらなんだろうとか、これは定義から言うとどうなんだとか。商業、工業、農業、林業、それから水産業が融合してきていて、中小企業として地域活性化に寄与しなければいけないというのが今の日本の課題だとすれば、この統合の動きをどこかから官庁レベルで高めていかなければいけないというのが今の流れだと思うんです。

そういう意味で本件は問題提起しているし、一方で制度は私たちの担当領域はこの範囲だというのは私もよくわかるんですけども、これはどこかから言っていかなければいけない課題なのではないかと思えます。幸いに農商工連携の担当者がいらっしゃるのでも、その辺を共有していただけないかと思えます。

○星島課長補佐　そこは共有と言うのかわかりませんが、未来永劫、今の形が絶対に正しいのかということにはわかりません。将来どういうふうに農業と普通の事業の垣根が変わっていくかとか、あるいは株式会社がどんどん農業事業を推進していくという時代にもなっていくでしょうし、そういうずっと先々を考えると、未来永劫この制度の分け方がいいんですけども、ただ、今の時点で融合というものを考えるべきタイミングにあるかと思っているかと言うと、それはそうではないと思っております。むしろ今の中小企業信用保険の運営自体がなかなか大変な状況でございますので、私たちとしてはこれをしっかりやっていくべきと認識しております。

○昆専門委員 1つだけ。先ほど私がコントラクター、あるいはサービス事業者という話をやりましたけれども、地域をまたぐような形のそういう人たちがこれを利用していくということもまさに可能だということでしょうね。

それともう一つ、大泉専門委員がお話しになったことに関係しますが、今、株式会社が農業を直接行うという話をされましたけれども、株式会社が農業生産そのものに投資して、それで農業生産物を生産するということにおいて何か事業をやろうとするのであれば、投資効果が低過ぎて、そんなことをやったら株主代表訴訟を受けますと私は言っているんです。

ところが、先ほど申し上げましたように、農家を含めて、地方の中小企業者さんたちが新しいビジネスチャンスとしてそういうつなぎ役を果たしていくということがすごく意味があると思っ
ているんです。というのは、実はそのコーディネートも必要ですが、実は生産でもない、最終商品開発あるいは小売でもない、その中間的なところ、すなわち生産と消費をつなぐところが農業においては、これまでは、ある面分断管理されてきましたから、それを一気に通貫でどう行うかということだと思っ
ています。そのとき、大企業株式会社が農業生産をするという問題ではないんです。そんなのは決して有効なことではないと思っています。

ですので、多様な人々、多様な地域の小さな事業所がそういうことに取組み始めているんです。現実に私が存じ上げているような北海道の農家でも、地方の運送業者にポテトハーベスターを持たせて掘らせて、なおかつ運送の業務も彼にあげているんです。そういうようなことを生産者の側から提供している形もありますし、あるいはレベラの話をしたのは、そういうことをつくっている機械メーカーが、自分たちでその機械を売るためのモデルとして、北海道の人に言って、暇だから府県に行ってやろうと呼びかけてチャンスをつくっているわけです。だけど、彼らも本当に1億の投資をするというのはとてもできなかつたりするわけです。でも実際機械は半年遊んでいるわけです。

そういうようなことを活かすというのが、本当の意味合いで農業というよりも食や消費まで含めた産業分野を活性化させ、地域を活性化させる、これはすごく意味があると思いますので、是非そのことをブレークスルーする方法を考えていただきたい。

○星島課長補佐 済みません。また戻ってしまいますが、昆専門委員がおっしゃっていることは役割分担を前提にしても考え得ることだと思いますので、融合しろというのは大分飛んでいる気はしますが、今のサービスについてどう扱うかというのは、多分ちゃんと検討はした方がいいとは思
います。

○事務局 済みません。お時間ですので、事務的に確認だけさせていただきます。要するに、農業を対象としていないとはありますけれども、農業者が販売、加工そういったものに参入するというか、自らやり出したときには、その販売資金とか加工資金は使えるわけですね。

○星島課長補佐 加工については使えます。

○事務局 そのときに集荷卸し資金というのはどのような位置づけになりますか。要するに、卸期の資金です。他人から集めて。

○星島課長補佐 自分の分だけではなくて。

○事務局 自分のだけではなくて、他人の分まで集める場合の資金は、一般的に卸業者というのは中小企業者で多いので、それも対象になると考えていいんでしょうか。

○星島課長補佐 そこについては確認させてください。

○事務局 わかりました。それと逆に言えば、そういった活動をやる中で、生産をする農産物そのものは対象になりますか。

○星島課長補佐 そちらは保険の対象にはならない。

○事務局 ただ、その生産といったときにも、要するに共同でやった場合に、肥料を共同で購入して安くするだとか、単に生産のための必要な資金だけではなくて、共同コストを下げるとか一時金の運用資金が必要とかといった形もあり得ますね。

○星島課長補佐 それはただやっていることは生産のための費用ですね。

○事務局 はい。

○星島課長補佐 生産のためのコストということですので、そこは中小企業支援保険の対象ではないと思います。

○事務局 では、研究開発で一部分だけ違う稲を埋めて、新しいベンチャー活動的に新商品を開発したいという場合はいかがですか。これは生産ですけれども、非常に新商品開発とかの観点で。

○星島課長補佐 それは商品開発と言うより、新稲というのは変ですけれども、稲の新しい種類の開発ということですね。

○事務局 そうです。

○星島課長補佐 それは農業のための研究開発ですね。そこは農業の資金ということだと思います。

○事務局 逆に言うと、その土木業者がこれまで土木でもスーパーでもいいですけれども、中小企業としてやってきた人たちが、一部の新しい事業として農業をやり始めた場合、これも中小企業保険では設備資金を借りられなくて、農業の方でしか借りられないということですか。

○星島課長補佐 新しく農業をやるためのお金についてはおっしゃるとおりです。

○事務局 そういう仕掛けになってくる。ただ、要するに、農業全部を否定しているのではなくて、生産とそれ以降で分かれて、農業者であっても場合によっては使えることは使えるわけですね。

○星島課長補佐 農業者であるからゆえに切っているということではなくて、農業者が何をするのか、あるいは逆に中小企業者が何をするのかというところに着目をして資金の支援をしています。

○草刈議長 酪農でミルクを絞っているだけだったら農業だとおっしゃるんでしょうけれども、地域での小さなところでバターをつくったりいろんなブランドをやったりしていますね。あれは明らかに工業ですね。

○大泉専門委員 バターは加工されていますからね。

○星島課長補佐 加工食品だと思います。

○草刈議長 ですから、それは中小企業支援保険のジャンルですね。

○星島課長補佐 多分そうだと思います。

○草刈議長 だから、そういうのはいいわけですね。

○星島課長補佐 あくまで加工して商品をつくっているところについては対象になります。

○草刈議長 だから、加工に使うのかどちらに使うのか知らないけれども、そういうのはいいわけでしょう。要するに、解釈に無理があり過ぎる。無理矢理農業に公的保証をあげてしまうと、別に結論をくれと言っているわけではありませんが、そんなに無理をしないで、大泉専門委員が言われたように、このごろ金融機関であっても公的なものが合併しているわけですから、やはり全部中小企業の中に入れてしまってもいいと思うんだけど、農業とか林業と水産業の信用機構みたいなものはもう全部一緒にしてしまうやり方もあると思います。彼らが言っているのがまだそこまでの時期ではないとおっしゃるけれども、農林水産業を産業化しないとこの国はもたないんです。だから、そういう意味でテンポを早くした方がいいのではないのというのを大泉専門委員はおっしゃっていると思うんです。意見として言うておきます。

○昆専門委員 議長がおっしゃった牛乳がありますね。いいチーズをつくる、いい牛乳をつくる、生産段階で菌数を減らすということが必要なわけです。それは商品開発、商品に影響するわけです。そう考えると、もう区別はつかないですね。いいチーズをつくるというのはもう菌糸生産段階でいかに菌数を減らすかということにかかってくるわけです。昔の生産はそんなことは関係なかったわけです。そう意味合いで、本当に議長がおっしゃるような区別というのはどれほどの意義があるか疑問です。

○八田委員 議長がおっしゃることには全面的に賛成ですが、百歩譲って農業というのを区分するとすると、中小企業支援保険が中小企業が対象だというわけですから、先ほどからおっしゃっていることを総合すると、農業というのは要するに天候によって影響を受けるもの、それを受けないプロセスというのは全部加工である、そんなような区分をするのかと思います。そうすると、土木でも土木プロパーは雨が降ったらやりにくいということはあるけれども、それは農業が農産物の影響を受けるのとは全く別の意味ですから、その土木で入るものは加工業。

○大泉専門委員 八田委員、農業は耕作と養畜に限られているんです。それ以外は全部中小企業です。耕作もプラスして農産物を収穫するというのだけが耕作であって、それ以外は中小企業に入っています。ですから、非常に農業の部分は小さい。そうですね。

○星島課長補佐 その解釈をお聞きしたことはないのですが。

○大泉専門委員 農地法第1条、2条の耕作と養畜だけが農業であって、耕作というときもコントラクターが耕すのは農業に入りません。というのはどうしてかということ、最終生産物を獲得するという概念がないから。

○星島課長補佐 それ自体はないです。

○大泉専門委員 だから、作業だけのものは中小企業に入るんです。

○事務局 そろそろお時間ですので、よろしければそもそも収穫物を前提としないコントラクターという業があるならば、それが本当に対象となるか。もう一つは、今、米では卸資金、集荷資金とか非常に資金ニーズが高まっております、金融機関が対応できない状況にありますので、本当に卸資金、集荷資金というのが対象になるかどうか。この2点だけ後ほど御連絡いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、終わります。ありがとうございました。